

医師資格証に関する厚生労働省通知について

平成29年12月20日
日本医師会

医師資格証について

日本医師会（電子認証センター）が発行するICカードの券面を「医師資格証」としました。



(表)

医師資格証の有効期限は
発行日より5年間有効



(裏)

ICチップ内の電子証明書の有効期限は
発行日より5年間有効

※表面および裏面には偽造防止対策を施してあります。

電子認証センターが運営する日医認証局は、厚生労働省が定める「保健医療福祉分野PKI認証局（HPKI）証明書ポリシー」という基準に則って運営される認証局です。基準を満たしていることの監査を受けた上で、厚生労働省のルートといわれる認証局と相互接続しています。

※上記医師資格証の券面はサンプルのため実際の券面記載内容と一部異なる箇所があります

厚労省通知の内容について

1. これまで、医師の採用時の資格確認には『医師免許証原本』を確認することとされてきました。（医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（医政医発0924第1号、平成24年9月24日））
 2. 一方、医師資格証はカード型で携帯性に優れ、顔写真付きで本人である確認も容易に行えるという機能性を持った身分証ですが、採用時に提示することで、前出の通知に則った医師免許証の代用とすることはできませんでした。
 3. 今回、別紙通知が発出されたことで、採用時に医師資格証を提示することで『医師免許証と同様に医師資格を確認してもよい』ことになりました。
- ※ 今回は医師の採用時という内容になっていますが、今後、医師資格証による資格確認を、より広くさまざまな場面でできるように、各方面へ働きかけを進めて行く予定です。

（参考）医師資格証の偽造検知の仕組みについて

ICチップに格納されている情報を利用して、電子的に有効性が確認できる以下の2つの仕組みを提供しています。

- ① Windows版 医師資格証プロフィール表示サービス
<https://portal.jmaca.med.or.jp/HPKIShowProfil/Login.htm>
- ② Android版 医師資格証表示アプリケーション
日本医師会電子認証センター公式アプリとして、Googleプレイから誰でもダウンロードできるように提供。

【今後提供予定】医師資格証有効性表示システム

現在提供している上記の仕組みは、WindowsとAndroidのOSだけの対応で、かつICカードリーダーやNFC対応のスマートフォンが必要なため、より汎用的に券面情報を入力することで医師資格証の有効性を確認できるシステム（Webサービス）を提供する予定（2018年4月予定）です。



医政医発1218第1号
平成29年12月18日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による
医師の資格確認について

医師の資格確認については、無資格者による医業を防止する観点から、「医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（通知）」（平成24年9月24日付け医政医発0924第1号、医政歯発0924第2号厚生労働省医政局医事課長、歯科保健課長通知）において、医師の採用時における免許証及び卒業証書の原本の確認等の徹底をお願いしてきたところです。

今般、公益社団法人日本医師会からの依頼に基づき、当団体が発行する医師資格証について、厚生労働省医政局医事課において医籍との照合を実施し、登録事項（氏名、生年月日、医籍登録年月日、医籍登録番号）を確認するとともに、今後新規に発行される医師資格証についても、同様の照合を実施することとしております。

また、医師資格証の発行に際しては医師免許証の原本確認も行っている点も踏まえ、今後は採用時における医師の資格確認に当たって、医師資格証による資格確認も可能としますので、当該取扱について関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、医師法第30条の2の規定に基づき、厚生労働省ホームページ上に医師等の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」(<http://licenseif.mhlw.go.jp>)を設けていることから当該システムを活用するとともに、必要に応じて医師免許証の原本提示も求め、引き続き適正な資格確認を行うよう、併せて周知をお願いいたします。